新宿区公式Instagram運用要領

令 和 7 年 9 月 15 日
7新総合区広報第784号

（目的）

第1条 この要領は、新宿区（以下「区」という。）が開設する公式Instagramを運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において使用する用語の意義は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1） Instagram インターネット上で文章や画像等を不特定のインターネット利用者に公開できるMeta Platforms,Incが提供するソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。

（2） 公式Instagram 区が設置し、及び運用するInstagramのアカウントをいう。

（3） アカウント Instagramを設置し、及び運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

（4） 投稿 Instagramに記事を公開する行為及び当該行為により公開された記事をいう。

（5） コメント 他のユーザーの投稿に返信をすることをいう。

（6） シェア 他のユーザーの投稿を引用して投稿することをいう。

（7） フォロー 他のユーザーの投稿を受信するように登録することをいう。

（8） 利用者 公式Instagramに対しコメント又はシェアを行う者及び区政情報に関する投稿を行う者をいう。

（運用主体、投稿の内容等の明示）

第3条 区は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、運用主体として公式Instagramのユーザー名を区のホームページに明示するものとする。

2 公式Instagramの運用主体、投稿の内容等については、プロフィール欄に明示するものとする。

（掲載内容）

第4条 公式Instagramでは、次に掲げる内容の投稿をするものとする。

(1) 区政全般に関するお知らせ、事業、イベント等の情報

(2) 地震・事故等による災害情報及び大雨、暴風等の気象情報

(3) 地域の身近な情報

(4) その他公式Instagramを設置し、及び運用する課の長（以下「課長等」という。）が適当と認める情報

（フォロー、コメント及びシェアの制限）

第5条 公式Instagramでは投稿のみを行うものとし、課長等が適当と認めるアカウント以外のものに対するコメント、シェア及びフォローは、行わないものとする。

（利用者の遵守事項）

第6条 利用者から提供される情報が次の各号に該当する場合、区は予告なく、情報の削除その他必要な措置を講じることができる。

(1) 法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの

(2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの

(3) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの

(4) 区又は第三者の著作権、商標権、肖像権その他の知的所有権を侵害するもの

(5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの

(6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの

(7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容

(8) 虚偽の内容及び事実と異なる内容並びに単なる噂及び噂を助長させるもの

(9) 本人の承諾なく個人情報を特定し、開示し、漏えいする等、プライバシーを害するもの

(10) 有害なプログラム等に誘導するもの

(11) わいせつな表現等を含む不適切なもの

(12) 投稿の内容に関係がないと思われるもの

(13) 他のユーザー又は第三者になりすますもの

(14) その他課長等が不適切と判断したもの

（ホームページとのリンク）

第7条 投稿に記載するリンク先は、原則として区のホームページに限るものとする。ただし、課長等が特に必要と認めるものは、この限りではない。

（著作権）

第8条 公式Instagramに掲載されている画像、動画等に関する諸権利は、区又は原著作者に帰属する。

2 利用者は、公式Instagramに掲載されている画像、動画等について、私的使用のための複製、引用等、著作権法上認められた場合を除き、無断で複製し、又は転用してはならない。

（補則）

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、総合政策部区政情報課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 9 月 15 日から施行する。